

基本方針の概要について

令和3年8月

中小企業庁企画課

1. 経営力向上の定義及び内容に関する事項

中小企業等の経営強化に関する基本方針における経営力向上は、「①現に有する経営資源又は②他の事業者から取得した又は提供された経営資源を事業活動において十分効果的に利用すること」とし、具体的には、①については「事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成」、「組織の活力の向上による人材の有効活用」、「財務内容の分析の結果の活用※」、「商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用」、「経営能率の向上のためのデジタル技術の活用」と、②については①に「経営資源の組合せ」を加えたものをその内容とする。

※ 売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率等の指標を活用

2. 経営力向上の実施方法に関する事項

計画期間を3年から5年とし、労働生産性を計画認定の判断基準とする。

原則、5年間の計画の場合、計画期間である5年後までの労働生産性の目標伸び率が2%以上とするが、業種・事業規模等を勘案して弾力的に目標を設定することができることとし、地域の中核的な企業を中心とした取組等のグループによる申請については、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の経営指標のいずれでも用いることができることとする。

なお、計画期間が終了した時点での労働生産性の値は正とする。

また、他の事業者から取得した又は経営資源を利用する場合については、上記に加え、特定事業者等が事業承継等を行う場合にあっては、次に掲げる取組を支援対象とする。

(1) 事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するもののうち、事業の経営の承継を伴う取組

(2) 他の事業者の事業を承継するもののうち、事業承継等による経営資源の組み合わせを通じた労働生産性の向上を目的とする取組

さらに、経営力向上に係る事業の実施にあたり、特定事業者等は「ローカルベンチマーク」等を用いて自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。

3. 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項

国内の事業基盤の維持、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない・事業承継等を行う場合等の雇用への配慮、申請手続の簡素化、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組の促進、経営力向上計画の進捗状況を事業者自ら定期的に把握することの推奨、国が経営力向上計画認定や指導助言を行う際の外部専門家の活用、中小企業の会計に関する基本要領等の活用の推進、中小企業等によるIT、データ等を活用した生産性の向上に係る取組の促進、計画認定における小規模事業者への配慮、中小企業等の事業承継の円滑化に向けた環境整備等の配慮事項を規定する。

4. 事業分野別指針に関する事項

事業分野別指針に定める内容を規定する。

- (1) 現状認識（市場規模、市場動向等当該事業分野の経営力向上に係る定性的及び定量的な事実及び動向）
- (2) 経営力向上に関する目標（当該事業分野の特性を考慮し、基本方針で定める指標及び目標とは異なる指標及び目標を定める事が出来ることとする。）
- (3) 経営力向上に関する内容及び実施方法（特定事業者等が参考とすべき事業者の規模等に応じた具体的取組内容及び取り組むべき事項）
- (4) 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項（「3. 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項」に基づいて定める）
- (5) 事業分野別経営力向上推進業務に関する事項（経営力向上に係る取組を推進するために必要な知見、能力、組織体制等）

5. 経営革新等支援業務の内容及び配慮に関する事項（経営力向上部分）

経営力向上に関する経営革新等支援業務については、税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業者等に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有している者が、次に掲げる業務を行う。

- (1) 中小企業等の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュ・フロー見通し、国内外の市場動向等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析
- (2) 調査・分析の結果等に基づく中小企業等の経営力向上に係る事業の計画（経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等）の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進

(3) 中小企業等の経営力向上に係る事業の計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言

また、経営革新等支援業務の実施に当たって、国、認定経営革新等支援機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項について規定する。

6. 事業分野別経営力向上推進業務の内容及び配慮に関する事項

事業分野別経営力向上推進業務については、当該事業分野に関する専門的な知識や中小企業等に対する支援に関し、事業分野別経営力向上推進業務に相当する業務に係る１年以上の実務経験を含む３年以上の普及啓発及び研修又は調査研究に係る実務経験を有している者が、次に掲げる業務を行う。

(1) 当該事業分野に属する中小企業等が、経営力向上の取組を効果的に実施できるよう、新たな手法や成功事例等、模範となる取組に係る情報についての普及啓発及び研修による教育訓練

(2) 経営力向上の模範となる取組に係る情報の継続的な収集、整理及び分析並びに必要な調査研究

また、事業分野別経営力向上推進業務の実施に当たって、国、認定事業分野別経営力向上推進機関、独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項について規定する。

以上